

白樺高原キャンプ場 指定管理者業務基準

令和 7 年 12 月

長野県下伊那郡売木村

目 次

I	基本指針	
	白樺高原キャンプ場	3
II	施設運営に関する業務基準	
1	営業期間について	3
2	施設及び設備の貸出し	3
3	利用料の設定	3
4	利用の承認	3
5	利用承認の取消し	3
6	施設の損傷及び滅失の届出	3
7	受付業務	3
8	日報、帳票類の作成	3
9	その他	3
III	施設管理に関する業務基準	
1	保守管理業務	4
2	目的外使用許可	4
IV	その他業務	
1	事業計画書及び収支予算書の作成	4
2	事業報告書の作成	5
3	利用統計	5
4	施設運営の改善	5
5	自己評価書	5
6	引継	5
V	職員の配置	5
VI	物品の帰属等	
1	物品の帰属	5
2	注意義務	5
3	処分等	5
4	報告	5
VII	調査及び監査等	5
VIII	留意事項	
1	施設の管理運営に関する留意事項	6
2	保険	6

I 基本指針

白樺高原キャンプ場

売木村野営場施設の設置及び管理等に関する条例第2条に規定する「都市生活者及び地域住民の健康と、健全な精神、体力の増進を図るための施設」の役割を十分に発揮できる施設運営を行う。

II 施設運営に関する業務基準

住民の心身の健康づくりや交流の拡大のための施設の提供を行うため、「白樺高原キャンプ場」の管理に関する業務基準は次のとおりとする。

1 営業期間について

営業期間は原則として、4月から11月末までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、営業期間を変更することができる。この場合、事前に村長、利用者に告知すること。

2 施設及び設備の貸出し

指定管理者は、白樺高原キャンプ場の施設及び設備（以下「施設等」という。）の貸出しに際しては、原則として、施設等を利用しようとする者から利用の申込みを受けて行う。

3 利用料の設定

利用料金の設定にあたり指定管理者は、公営の施設として、村民及び村内を訪れる観光客が利用しやすい料金設定を行うこととし、売木村と協議の上、協定書に記載する。

4 利用の承認

指定管理者は、施設等を利用しようとする者に対して利用の承認を行う。

5 利用承認の取消し

指定管理者は、利用の承認を受けた者が次のいずれかに該当する場合又は必要と認めたときは、使用承認を取り消し、又は施設の利用を中止させることができる。

- (1) 施設における秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (3) その他指定管理者がその利用を不適当と認めるとき。

6 施設の損傷及び滅失の届出

指定管理者は、利用者が施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を村長に届け出なければならない。

7 受付業務

指定管理者は、施設の受付業務に常時1名以上配置し、利用者へのサービスに支障のないようにすること。

8 日報、帳票類の作成

指定管理者は、日報、各種帳票類を作成し、施設運営及び利用者数等を記録し、毎月、前月分の帳票類を村長に報告すること。

9 その他

指定管理者は、施設内や案内パンフレット等に、指定管理者により管理・運営されている施設であることを表示すること。

III 施設管理に関する業務基準

1 保守管理業務

(1) 建築物の保守管理

建築物について、外壁、内壁等の状態を監視、維持すること。

(2) 建築設備の保守管理

建築設備等について、日常点検及び清掃を行い、状態、性能を維持すること。

その他

点検、清掃に際しては、施設利用者の利用の妨げにならないように行うこと。

(3) 備品等の保守管理

ア 備品の保守管理

施設を利用する者の安全を図るため、備品の日常の維持、管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した場合は、直ちに使用を停止する措置を行い、村長に報告を行うこと。

イ 事務備品

施設の運営に支障をきたさないよう事務備品の維持、管理を行うこと。

破損、不具合等が発生した場合は、村長に報告を行うこと。

ウ 事務備品消耗品

施設の運営に支障をきたさないよう必要な消耗品の購入、管理を行うこと。

また、不具合等が発生したものは、随時更新を行うこと。

エ 重要物品

別に指定する重要物品について、施設の運営に支障をきたさないよう保守点検を行い、破損、不具合が生じた場合は、直ちに村長に報告を行うこと。

(4) 保守警備業務

施設内の秩序を維持し、事故、火災等の災害及び破壊等の犯罪の発生を警戒、防止し、利用者の安全を守るとともに財産の保全を図るため、保安警備を適切に行うこと。

ア 事故、災害及び犯罪等から利用者の安全を図ることができるよう適切な管理体制を整備、維持すること。

イ 入退出者等を適切に管理すること。

(5) 施設保全業務

利用者が施設を安心して利用できるよう、施設の点検、保全に勤めること。

建築物及び設備等に不具合を発見した場合は、速やかに村長に報告すること。

指定管理者又は利用者の責めに追わない修繕費は、売木村と協議の上負担割合を定めることとする。

2 目的外使用許可

他の目的で施設を使用する場合は、村長に対して目的外使用許可の申請を行い、許可を得なければならない。

例：キャンプファイヤー、車両における場内レース、樹木の伐採体験など

IV その他業務

1 事業計画書及び収支予算書の作成

指定管理者は、次年度の事業計画について村長と調整を行った上、毎年5月末までに次年度の事業計画及び収支予算書を村長に提出して、その承認を得ること。

なお、事業計画書及び収支予算書は、売木村公の施設の指定管理者の

指定の手続き等に関する条例施行規則に規定する様式を使用すること。

2 事業報告書の作成

指定管理者は、前年度の事業報告書を毎年4月末までに作成の上、村長に提出し、その承認を得ること。なお、事業報告書は、売木村公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則に規定する様式を使用すること。

3 利用統計

施設利用者等の集計・分析を行った上で、村長への報告し、業務へ反映すること。

4 施設運営の改善

施設利用者へのアンケートを実施する等、施設運営の改善を図ること。

5 自己評価書

- (1) 利用者からの要望、不満等について把握に努め、把握した要望等については月ごとにまとめ、翌月の末までに村長に報告すること。
- (2) 毎年度末に、毎年の活動内容（事業計画達成度、利用者の満足度等）を自己評価し、村長に報告すること。

6 引継

指定管理者は、指定期間終了時に引継ぎ書を作成し、次期指定管理者が施設の業務を円滑かつ支障なく遂行できるように、引継ぎを行わなければならない。

V 職員の配置

- 1 労働基準法等労働関係法令を遵守すること。
- 2 施設の管理運営責任者を常勤雇用で1名配置すること。

VI 物品の帰属等

1 物品の帰属

備え付けの物品は売木村に帰属する。

指定管理者が指定期間中に村から支払われた費用により購入した物品については、指定管理者に帰属するものとする。なお、備え付けの物品については、別途提示する。

2 注意義務

物品の使用及び保管については、善良な指定管理者の注意義務をもって行うこと。

3 処分等

指定管理者は、売木村に帰属する物品で、処分等の異動があったときは、その都度村長に報告すること。なお、売木村が定めた重要物品の処分については、事前に村長の承認を要する。また、売木村から示された備品及び重要物品一覧表等により整理すること。

4 報告

指定管理者は、売木村に帰属する物品について、3月末の現在高と照合の上、毎年4月末までに売木村へ報告すること。

VII 調査及び監査等

売木村は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者の管理する施設の適正を期するため、必要があると認めるときは、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

VIII 留意事項

1 施設の管理運営に関する留意事項

(1) 営業日等

臨時休業日、営業期間の延長等については、事前に書面にて村長に告知すること。

(2) 優先利用

売木村が施設（駐車場を含む。）を利用する場合、指定管理者は売木村と事前の協議を行うこと。

(3) その他

防火及び防災に努めること。

キャンプ場の景観に沿ぐわない構造物を設置しないこと。

キャンプ場に構造物を設置する場合は売木村と協議するものとする。

2 保険

指定管理者は、施設賠償保険、火災保険、傷害保険、個人賠償保険、生産物賠償責任保険、総合保険等に参加しなければならない。

なお村ではキャンプ場で発生した事故、事件等については一切の責任を負いません。